

議員提出第3号議案

島根県議会図書室条例及び島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

2 改正の概要

島根県議会図書室条例 新旧対照表

改正後	改正前
島根県議会図書室条例 昭和23年8月11日 島根県条例第52号	島根県議会図書室条例 昭和23年8月11日 島根県条例第52号
第1条 〔略〕	第1条 〔略〕
第2条 図書室には地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第19項に規定する官報、公報及び刊行物のほか、県議会会議録、その他関係記録及び資料、書籍等を収集整理保管する。	第2条 図書室には地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第18項に規定する官報、公報及び刊行物のほか、県議会会議録、その他関係記録及び資料、書籍等を収集整理保管する。
第3条から第8条まで 〔略〕	第3条から第8条まで 〔略〕

島根県政務調査費の交付に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
島根県 <u>政務活動費</u> の交付に関する条例 平成13年3月23日 島根県条例第31号	島根県 <u>政務調査費</u> の交付に関する条例 平成13年3月23日 島根県条例第31号
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、島根県議会議員	第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、島根県議会議員

の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第2条 政務活動費は、_____会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務活動費）

第3条 会派に係る政務活動費は、月額3万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 〔略〕

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 〔略〕

（議員に係る政務活動費）

第4条 議員に係る政務活動費は、月額27万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

の調査研究_____に資するため必要な経費の一部として、議会における会派_____及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務調査費の交付対象）

第2条 政務調査費は、島根県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

（会派に係る政務調査費）

第3条 会派に係る政務調査費は、月額3万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。1の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務調査費）

第4条 議員に係る政務調査費は、月額27万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 [略]

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 [略]

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の交付)

第8条 知事は、前条の規定により交付の決定を行った会派及び議員に対し毎四半期の最初の月の15日（その日が県の休日（島根県の休日

を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に定める県の休日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日後において、

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の交付)

第8条 知事は、前条の規定により交付の決定を行った会派及び議員に対し毎四半期の最初の月の15日（その日が県の休日（島根県の休日

を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に定める県の休日をいう。_____）に当たるときは、その翌日_____

その日に最も近い県の休日でない日)に当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了の日の属する月までの月数分を交付するものとする。

2 1四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。

3 1四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じたとき当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。

4 1四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

5 議員は、1四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第9条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政

_____)に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了の日の属する月までの月数分を交付するものとする。

2 1四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し交付する。

3 1四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じたとき当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。

4 1四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

5 議員は、1四半期の途中で辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

（政務調査費の用途）

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費であって、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定めるものに充てることができるものとする。

(収支報告書等)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2・3 [略]

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、政務活動費の支出に係る

領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。

5 [略]

[削る]

(収支報告書等)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅したときには、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときには、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、1件3万円以上のすべての支出について

領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。

5 前項の場合において、領収書等を取得することが困難な場合には、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用

<p>(<u>政務活動費の返還</u>)</p> <p>第11条 会派又は議員は、その年度に交付を受けた<u>政務活動費</u>に残余が生じたときは、その年度の収支報告書の提出後速やかに当該残余額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(<u>収支報告書等の保存及び閲覧</u>)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 何人も _____、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。 [削る]</p> <p>3 [略]</p> <p>(<u>透明性の確保</u>)</p> <p>第13条 議長は、<u>収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p>	<p><u>を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。</u></p> <p>(<u>政務調査費の返還</u>)</p> <p>第12条 会派又は議員は、その年度に交付を受けた<u>政務調査費</u>に残余が生じたときは、その年度の収支報告書の提出後速やかに当該残余額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(<u>収支報告書等の保存及び閲覧</u>)</p> <p>第13条 第10条の規定により提出された収支報告書、領収書等の写し及び支払証明書(以下「<u>収支報告書等</u>」という。)は、同条に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで議長が保存しなければならない。</p> <p>2 <u>次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>県内に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体</u></p> <p>(3) <u>県内に存する事務所又は事業所に勤務する者</u></p> <p>(4) <u>県内に存する学校に在学する者</u></p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)第7条の非公開情報を除いたものを閲覧に供するものとする。</p> <p>[新設]</p>
--	--

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 〔略〕

別表第1 (第9条関係)

経費	内容
調査研究費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 〔略〕

〔新設〕

事務費	会派が行う活動に係る事務の 遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職 員を雇用する経費

別表第2（第9条関係）

〔新設〕

経費	内容
調査研 究費	議員が行う県の事務及び地方 行財政等に関する調査研究（ 視察を含む。）並びに調査委 託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演 会等の実施（共同開催を含 む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会 （視察を含む。）、講演会 等への議員及び議員の雇用 する職員の参加に要する経 費
広聴広 報費	議員が行う県政に関する政策 等の広聴広報活動に要する経 費
要請陳 情等活 動費	議員が行う要請陳情活動、住 民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住 民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交 換会等各種会議への議員の 参加に要する経費
資料作 成費	議員が行う活動に必要な資料 を作成するために要する経費
資料購 入費	議員が行う活動のために必要 な図書、資料等の購入、利用 等に要する経費
事務所 費	議員が行う活動のために必要 な事務所の設置及び管理に要 する経費

事務費	議員が行う活動に係る事務の 遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職 員を雇用する経費

3 施行期日等

平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の島根県政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。